

令和7年度 第2回 野洲市人権施策審議会 議事録要旨

●日 時

令和7年11月19日（水）15：15～17：00

●場 所

野洲市人権センター 2階 じんけん交流研修室

●出席委員（委員区分毎・50音順）

1号委員 井上 充子委員、太田 信成委員、野村 哲委員

2号委員 大谷 和雄委員、黒川 紀代美委員

3号委員 南出 久仁子委員

4号委員 上田 博之委員、谷 とよ子委員、西谷 厚子委員

5号委員 桂 光弘委員、山本 一郎委員 計 11名

●欠席委員（委員区分毎・50音順）

4号委員 小濱 玲子委員 計 1名

●野洲市人権尊重のまちづくり推進本部

櫻本部長、北脇副本部長、各部長、政策監

●事務局

澤本人権施策推進課長、辻村人権施策推進課係長、

樂谷人権施策推進課係長、山本人権施策推進課主査

●傍聴者

0名

1. 開会

2. 人権施策審議会会長あいさつ

3. 人権尊重のまちづくり推進本部長（市長）あいさつ

4. 議題

（1）第5次野洲市人権施策基本計画素案について

—事務局より資料の説明—

◇委員からの主な意見・質問

【委員】人権は教育が絶対に大事だと考えており、上にいる立場の人間がきちんと勉強して下の立場の人へ伝える必要があります。医師会では年に2回講座をおこなっていますが、参加は半ば義務です。皆、日々忙しい中、人権について学ぶことは難しいので、教育をおこなう機会を義務的にする施策をしないと進まないと思います。

⇒（事務局）地域に対しては、人権啓発推進協議会や自治会を通じて啓発教育を進めていきたいと考えています。

【委員】それでは、皆、忙しいので、なかなか受けてくれないと思いますので、上にいる立場の人に義

務的におこなわないと、学ぶ機会がないまま過ぎてしまうのではと危惧しています。

⇒(委員長)地域の人たちや役職に就いている人たちの自主性は大事だと思いますが、自主性だけだと難しいということだと思います。

⇒(事務局)強制となると難しいので、企業と連携しながら、幅広い職種に粘り強くアプローチしていきたいと思っています。

⇒(事務局)事業所には、企業啓発の指導員が出向き、人権啓発の調査をしています。

【委員】人権に関わる部署以外の市の職員に対してはどうなのですか。

⇒(事務局) 人権全般に関わることを人事課のほうで研修させていただいているが、市職員を一括におこなうことは難しいので、研修リーダーに研修を受けていただき、伝達する形をとっています。ただ、人権は項目がいろいろあるために、1年ではできず、年度ごとに何をするか決めておこなっています。企業には、企業啓発の指導員が出向き、人権啓発の調査をしています。

【委員】「やってください」だけでは失敗してきた過去があります。野洲町時代には各自治会に担当職員を配置して、地区別懇談会等をやってきて、実施率を上げていました。国や自治体だけでは解決できず「お願い」をしていますが、その「お願い」は法律や行政で解決しないといけないことなのではないですか。差別をなくすためには、それぞれの心がけも大事だと思いますが、いろいろ「お願い」をされてやってきても解決できなかったので、行政や法律できちんとした仕組みづくりをするべきだと思います。

【委員】憲法には、差別は政治的、経済的、社会的関係から起こると書かれているので、制度や構造が変わらないと差別はなくなりません。アンケートに「思いやりや、やさしさをみんなが持てば人権問題は解決する」というものがあります。設問を作られた方はどのような気持ちで作ったのかは分かりませんが、「思いやりや、やさしさ」は強者から見た感覚です。人権は闘って獲得してきたものであるので、国や自治体は社会構造を変える施策をとっていく必要があると思いますが、この計画の中には出てきません。具体的なことをしていかないと差別はなくないので、そのような観点からも見ていただく必要があると思います。

【委員】自分は人権擁護委員をしているが、相談の電話は女性からが多いです。特にひとり親家庭が多いです。核家族でも育児休暇を取ってるのは女性がほとんどで、頼る人もおらず、育児ノイローゼになっている方もいらっしゃいます。男性側の働き方にもよるので、また、企業の中で人権学習をするだけでなく、働き方が人権を守るという認識を持ってもらう働きかけが必要だと思っています。ジェンダー・ギャップ指数が先進国の中で最低レベルになっていると書かれていますが、特に指摘されているのが政治の分野で、女性の議員が少ないことです。大磯町はだいたい半々できているので、そのようなところから学び、市もそのような方向に向かっていることを示すことが必要だと思います。

⇒(事務局)リスクの高い妊産婦の方に関して、病院からの情報提供や母子手帳を取りに来る際、乳幼児健診の際などに、できるだけ健康福祉部のほうで把握させていただき、支援をおこなっています。年齢が上がってきたら子育て支援課等と連携をとりながら、切れ目のない支援をおこなっています。

⇒(事務局)市の職員は男性・女性に関わらず育児休業が取れる形をとさせていただいているので、その権利を快く利用できる環境づくりとして、残された職場に対して人員配置をするなどの配慮をおこなっており、市としてできる限りのことはしています。

【委員】さらに進めていただくとともに、男性も育休を1カ月は取るようにしているところもありますので、そのようなことも念頭に置いていただきたいです。

⇒(事務局)育休の制度は、1カ月間取っても保障があるように、かなり制度が充実してきていますので、企業にも啓発が必要だと考えています。その企業の啓発については男女共同参画審議会でも話が出ていましたので、そのようなことも踏まえて進めていきたいと思います。

【委員】No.31「子どもの意見発表の機会の提供」に「はつらつ野洲っ子」について書いていますが、本當は「子ども基本条例」ができたように、日常的に子どもに関わる全てのところは、子どもの意見を聞いていかないといけません。このように行事的にやっても子どもの意見を聞いたことになります。朝、スクールガードをやっているときに、子どもに「学校は楽しいか」と聞きますが、「楽しい」と答える子どもは少ないです。不登校の子どもに学びの場を保障することも大切ですが、まずは不登校を出さないように楽しく毎日行きたいと思える学校しないといけません。今度、講演をやられる東京の桜丘中学校の前校長は、子どもの意見を聞いて、学校を変えていきました。それは野洲市でもできると思うので、考えていただきたいです。

⇒(事務局)子どもの意見聴取については、「子ども基本条例」で子どもの意見を聞きながら進めるように施策として出しているので、市教委のほうでも教育に関する基本計画を作る際に子どもたちへのアンケートも実施しています。まだまだ足りない部分もありますし、子どもには「学校が楽しい」と言ってもらいたいので、子どもの意見を聞きながら市教委職員と一緒に進めていかないといけないと、改めて認識しました。

【委員】高齢者が社会参加しにくい理由に耳が悪いということがあり、滋賀県内の19市町村の内、10市町村で補聴器の補助が制度化されていますが、野洲市はまだです。補聴器は合わせるのが難しく、高価ですので、補聴器の補助は高齢者の人権を保障する具体的な施策になると思います。

⇒(事務局)補聴器に関しては、聞こえにくいために認知症が進むリスクがあることも聞いているので、近隣の市町村の情報を収集して、計画していきたいと思います。

【委員】36ページのNo.49「共生に向けた教育・啓発の推進」のところに「子どもの頃から障がいのある人の人権について理解を深めるため、学校・園（所）においてさまざまな体験及び学習活動を推進します。」とありますが、これは障がい者を特別支援学級等に分けることが前提となっているとしか思えません。国連の障害者権利委員会から分離教育を止めるように言われているので、国の問題でもあり、地域の問題でもあると思います。保育園や幼稚園では一緒に学んでいるのに、小学校に上がると保護者は選択を迫られてしまいます。以前、市教委と話をしたときには、保護者の意向に沿って、地域の学校で学ばせたいなら支援していくことになっていましたが、市の姿勢でそれもかなり変わってくると思います。分けて交流するのはインクルーシブ教育ではありませんので、一緒に学べる場をお願いしたいです。

⇒(事務局)障がいを持つお子さんが地域の学校に進学したいという意向があれば、市教委のほうでは

それができるように進めており、その意向は大切にしたいと思っています。

【委員】何年か前に労働局が県教育委員会に法定雇用率が守れていないことを指摘しました。この法定雇用率を守るだけでなく、多くの場所に障がいのある人がいる社会をつくるために、まず市ができるないならやっていただきたいですし、できているなら増やす努力をやっていただきたいと思います。

⇒(事務局)法定雇用率については、市のほうでも達成していない状況は続いている、募集はしているのですが、なかなか来てもらえない。

【委員】39ページの同和問題について、多くの市町村で部落問題学習をやっていないところが多く、高校以降で野洲市外の高校に行った子どもたちが何かやろうとしてもできないことがありますので、その辺りのフォローを考えていただきたいです。

⇒(委員長)そのことについては私も感じています。野洲市は野洲中学校連続差別事件以来、同和教育、部落問題を重要視してきましたが、今の教育現場ではあの頃のモチベーションがどの程度保たれているかは不安に思っています。野洲市に勤めていた教職員がほかの市町村に勤めたときに、野洲市は部落問題ばかりやっていると漏らしていたと聞いたこともあります。また高校以降で就職する子どもが面接の際に不適切な質問をされたことが問題になっているので、将来的にそのようなことに出会うことを踏まえた研修もしていただきたいと思っています。

⇒(事務局)今、言われたことについては中学3年生の人権学習で、どのように答えたらいか勉強しています。また子どもたちが高校で先生や友達に何か言われ、中学校に相談しに来たことがあり、その際には高校に話に行きました。子どもたちはせっかく高校に進学したのに不安だと言っていましたので、何かあつたらそのようなフォローしていかないといけないと思います。子どもたちにはそのことに気づかせてくれたので、そのようなことがあつたら言いに来るよう言いました。

⇒(委員長)やはり先生個人ではなくて、中学校のどの先生に言っても聞いて、動いてもらえるのが大事だと思います。そうなるとほかの学校に転勤しても、野洲市は部落問題ばかりやっているというような感想も持たれないと思います。

【委員】前市長のときにパワハラがありましたが、それについての反省が触れられていません。市民としてはあのようなパワハラがあったのに相談するところもないのかという思いがあります。市として、パワハラがあったことをほったらかしにして人権政策は言えないと思うので、姿勢を明らかにしてほしいと思います。

⇒(事務局)ハラスメントについては、外部窓口を設置して相談できる体制を整えています。

【委員長】要するに皆さんが言われているのは、熱意や優しさも大事だが、制度や構造、具体的な施策が必要ということだと思います。

⇒(事務局)皆様からの社会構造を変えていく必要があるというご意見については、我々もその通りだと思います。近隣の市町村と連携しながら、県や国にも要望していき、市の中で変えていくことは具体性を持って変えていきたいと思っています。

【副委員長】私の地区では各自治会で人権学習をおこなっており、人権学習の担当の方が準備をしてくれます。老人クラブにおいても年に1回、講師の先生に来ていただき人権学習をおこなっています。こどもが塾に通っている塾の中でもセクハラ等があり、こどもたちが悲しい思いをしていますが、この計画の中には、そのようなこどもたちをどのように救うのかがないので、考えていただきたいと思います。この前、初めて入院していろいろな問題を感じました。障がいになられた若い方は退院して社会復帰する際に、就職等のいろいろな悩みを持たれていました。身寄りのいない高齢者の中にはケアマネによる支援があることを知らない方がいるので、周知が不十分だと感じました。特に住んでいる市町村と違うところに入院されていると頼る方もいません。入院も化粧品を売りに来る方にお願いされた方もいました。老老介護で疲れて相手を殺してしまったニュースもあり、入院して初めてサポートする方の大切さが分かりました。

⇒(委員長)老老介護で親を殺してしまったり、119番に連絡してもうちに電話してくるなと言われ、どこに相談したらいいか分からなくなつて悩み苦しんでる人たちがいるので、アンテナを張って支援をしていかないといけないと思います。

【委員】第4次計画より施策の方向が57から78項目に増えていますが、人権施策の人員は少なくなっているので、計画を実施するにあたり、自分の課がどのような課題を持っているのか認識していることと、それぞれの部署での実施体制の充実が必要だと思います。どの分野でも相談体制の充実が挙げられていますので、相談機関の教育をおこなつていただきたいです。

【委員】以前でしたらPTA活動において人権学習をしていましたが、市内の学校の半数のPTAが解散しており、PTAが残っているところでも、人数が少ないため、何か大きな活動をしたくてもできる体制ではありません。今年、生徒会とPTAが座談会という形で話をする機会がありましたが、こどもたちはとても生き生きとしており、何か大きなことをするときには大人がこどもに耳を傾けることが大切だと感じています。核家族化が広がっている中で、大人を信用してこそ、声を上げたり、発信できると思っています。忙しいために、保護者自身が自分の身近なコミュニティ以外に関わることを避ける方が多くなっていることで、PTAが解散に陥っていることが多々ありますが、こどもが出るとなると率先して関わろうとする方は多いので、こどもたちを主体とした人権学習のイベントを企画すれば、保護者も方も参加し、学び、つながり、広がっていくと思います。

【委員】外国人に対してのことで、No.65「相談支援体制の充実」が入っていることは、外国の方にとってもいいことだと思いますが、具体的にどのようにするのかお聞きしたいです。それとNo.66「日本語教室指導者の確保・育成」のところに研修や情報提供について書かれていますが、いくら日本語教師を育成しても、勉強する場所がなければ意味がないので、場所の確保について入れていただきたいと思います。外国の方の中には乳幼児を抱えている方も増えているので、その方々への支援の項目もあってもいいと思います。

⇒(事務局)場所については、現在、市役所の一角を利用していただいていると思いますが、その場所の展開については国際協会と連携しながら、進めていきたいと考えています。外国人が増えていている中、特に訓練生等が増えているので、市民生活相談課や総合調整課、国際協会でもサポートをしています。生活様式の違いで違和感を覚えられていると思うので、相談があれば対応させていただいており、地域の一員として、一緒に生活や労働ができるようにしたいと考えています。

【委員】前々市長のときに地域総合センターと児童館が廃止されましたが、児童館にはたくさんのこと

もたちが来ていました。そのことについて前市長、現市長にも話をしているので、触れていただきたいです。県内の 19 市町村で児童館がないのは野洲市だけです。

⇒(事務局)この会議ではあくまで基本計画についてのご意見をいただく場なので、児童館の要望についての回答は差し控えさせていただきます。基本的な野洲市としては、子育てや健全な発達のためには、こどもたちが安心して遊べる場は重要だと考えているので、児童館か別の形になるか分かりませんが、実現できるように今後も考えていきたいと思っています。

【委員】外国籍の方については書かれていますが、在日の方が制度的に排除されているという問題があります。在日の方も野洲市民であるので、そのようなところについても入れていただきたいです。

【委員】No. 34「児童虐待の未然防止・早期発見の取組」のところに産後うつについて書かれていますが、これは健康推進課の分野だと思います。こども家庭センター設置の努力義務があるように、児童福祉と母子保健が一体となって包括的な子育て支援をしていく動きですし、健康推進課は精神保健や障がい、難病等、最先端の人権に関わるところで活躍しているのに、担当課のところにないことを疑問に思いました。

⇒(事務局)確かに産後うつ予防や新生児への虐待予防、ハイリスクなお子さんに対する病院との連携と支援等は健康推進課のほうで実施しています。担当課のところから抜けているだけだと思うので、追加します。

【委員】12 ページのアンケートの「外国籍の人の人権を守るために必要なこと」の選択肢の中に、「外国人の就職の機会均等を確保したり、不利な労働条件を改善したりする」という働くことに関するありますが、11 ページの「障がいのある人の人権を守るために必要なこと」の中にはないので、次回のアンケートでは選択肢に入れていただきたいです。災害時等における避難の要支援者リストを自治会でいただいているが、了承した人しか載せていないので不十分です。これは野洲市に限ったものではなく、実際の災害のときには役に立たないという話も聞くので、もう少し突っ込んだ施策を検討いただきたいです。

5. その他

(事務局) より良い計画にするために、今日いただいたご意見と併せてパブリックコメントを実施します。期間は 11 月 26 日から 12 月 16 日を予定しています。市役所の情報公開コーナー、コミセンなどの市内 11 カ所とホームページで公開します。パブリックコメントでいただいたご意見については、後日、市の考え方をまとめて、ホームページで公表します。修正を加えたものは 1 月中旬に予定している第 3 回審議会において、審議会から市長へ答申をしていただき、令和 8 年度から計画を進めていくことになります。

6. 副本部長（教育長）あいさつ

7. 閉会